

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します。 (違反対象物の公表制度)

違反公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を、インターネットにより公表する制度です。

1 公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店等、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

2 公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。

3 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表をします。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

4 公表の方法は

綾部市のホームページへ掲載します。

5 公表する内容は

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

6 制度の開始時期は

令和2年4月1日です。

この制度は、建物を利用する方への情報提供を目的としていますので、趣旨を御理解いただき、あなた様の管理する建物の安全性向上に努めてください。



お問合せ先：綾部市消防本部 予防課 予防担当 0773-42-0119